

会長	局長	次長	係長	係

令和 7 年 1 月 25 日

奄美市農業委員会

第 11 回定例総会議事録

署名委員 照井 香里

署名委員 大瀬 昭信

奄美市農業委員会第11回定例総会議事録

1. 招集日時 令和7年1月25日(火) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	里 義文	8	榮 清安
2	朝 郁夫	9	西 盛満
		10	山田 正修
4	与沢 裕美	11	岸田 国広
5	照井 香里	12	里 和彦
6	大瀬 昭信	13	中棚 昭三十
7	日高 千夏	14	田中 幹雄

4. 欠席委員

3番 茂木 幸生

5. 出席職員

事務局長兼住用分室長	池 秀平	次長兼農地農政係長	勝 裕美
笠利支所主幹兼分室長	中村 幸信	笠利支所主幹	竹山 和幸
名瀬支所主査	別府真砂海	住用会計任用職員	朝井 光徳

6. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 議案第59号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第60号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第61号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第62号 | 非農地の判定について |
| 議案第63号 | 奄美市農業振興整備計画変更（軽微な変更）に伴う意見書の提出について |
| 議案第64号 | 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定について |
| 議案第65号 | 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について |
| 議案第66号 | 「農地等の利用最適化の推進に関する指針」の決定について |

議長

(岸田 会長)

おはようございます。

それでは第11回定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は13名、欠席者は1名で総会は成立いたしました。

これから、令和7年第11回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

《日程第1》

議長

(岸田 会長)

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、5番 照井 委員と6番 大瀬 委員 のお二人を指名いたします。

《日程第2》

議長

(岸田 会長)

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり、議案第59号から議案第66号までの8件を予定しております。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(全委員から異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしておりますとおり予定しております。

これにご異議ございませんか。

(全委員から異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

《日程第3》

議長

(岸田 会長)

議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請、No.52～No.54について議題と致します。

尚、No.54につきましては買受適格証明願いと農地法3条を併せた審議を行うため先にNo.52～53について審議を行います。

それでは事務局からNo.52～No.53について説明を求めます

(池 局長)

事務局

議案第59号の3条許可申請について

1ページをお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は3件です。

申請内訳は名瀬地区が1件、内容としては買受適格証明願いでございます。

笠利地区の売買が2件、の計3件の申請です。

2ページをお開き下さい。

No.52は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字喜瀬字鯨浜大亦の1筆の申請です。

農地区分は第2種農地の申請であります。

譲渡人の1筆の農地の面積の合計は922m²のうち427.16m²で売買による申請となります。

農地取得後は、みかんと露地野菜を栽培する予定であります。

当該地につきましては同じく農地法5条にて別荘として申請しております。
議案は違いますが併せてご説明いたします。

77ページをお開き下さい。

当該地は申請1筆内にて農地法5条で別荘を建設して一部を畑として利用するところです。

この畑が今回の農地法3条申請となります。

いわゆる家庭菜園として利用する目的でございます。

14ページの営農計画書の概要等に自家消費と記載されております。

13ページの地籍測量図において確認したところ許可次第分筆する予定との事でした。

Aが畠でBが別荘でございます。2拠点生活ということで77ページの5条申請書の3、転用計画の(2)、について1年のうち半分は奄美で過ごす予定と記載されております。

そのことから今回3条申請と併せて5条申請を提出した次第であります。

次にNo.53です。16ページをお開き下さい。

No.53は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字宇宿字大山田原の1筆と字山城原1筆申請です。合計2筆の申請です。

農地区分は第1種農地の申請であります。

譲渡人の2筆の農地の面積の合計は4,203m²で売買による申請となります。

農地取得後は、たんかんを栽培する予定であります。

議長

(岸田 会長)

続いてNo.52～53について担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について調査報告お願いいたします。

最初にNo.52お願いします。

笠利
事務局

(竹山 主幹) 譲受人について説明

事務局の竹山です。

農地法第3条の規定によるNo.52について、調査報告致します。

11月13日木曜日、午後2時15分頃に譲受人と電話でお話を聞くことが出来ました。

土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いないとの事でした。皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

笠利
事務局

(竹山 主幹) 譲渡人について説明

続いて、譲渡人について調査報告を致します。

11月14日金曜日、午後3時頃に譲渡人に17日午後の調査のアポをとるため電話をしたら現在、愛知県により来週は帰らないとのことだったのでそのまま電話でお話を伺いました。

土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いないとの事でした。皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

5番

(照井 委員) 土地について説明

5番、照井です。

農地法第3条の規定によるNo.5 2について土地の調査報告を致します。

11月17日午後1時30分、竹山主幹、西秋子委員と3人で土地の確認を致しました。

11ページにございますとおり、○○集落の端の位置にあります。

12ページをご覧ください。

申請地を分筆して山側の土地です。

分筆する手前側の土地は後ほど5条申請にて報告致します。

13ページをご覧ください。

申請地は現在キビが植えられており、また両隣の畑もキビが植えてありました。

奥手は山裾となっております。

申請地との境界にはブロック塀がございました。

現在、他の方が使われている畑で次の製糖期までの刈り取りまでとの事です。

刈り取り後、耕作への準備も問題なく出来ると思います。

農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号、については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

(岸田 会長)

事務局

次にNo.5 3について調査報告お願いします。

(大瀬 委員) 譲受人について説明

6番

6番、大瀬です。

農地法第3条の規定による許可申請書、No.5 3の譲受人の調査報告を致します。

11月14日金曜日、午後6時に自宅に行き譲受人から許可申請内容の確認をしました。

土地の所在及び権利の設定等に係る対価等の記載内容について間違いないとの事でした。

今回の申請地2筆は元々、申請人の父親が所有していた土地で30年前に○○植物園に売却した土地で植物の仮植え地と利用されており、その後譲渡人に変わり雑草や雑木が生え放棄状態になっており友人から売買の情報があり子供達に買い戻しタンカンを栽培することでした。

笠利
事務局

(竹山 主幹) 譲渡人について説明

農地法3条の規定によるNo.53について、調査報告致します。

11月13日木曜日、午後3時10分頃に譲渡人が龍郷町に居住するため電話でお話を聞くことが出来ました。

土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いないとの事でした。皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

6番

(大瀬 委員) 土地について説明

土地の調査報告を致します。

11月14日金曜日、午前9時30分に竹山主幹、肥後推進委員、私と3人で圃場で待ち合わせて調査を行いました。

案内図24ページ、25ページ申請地は太陽が丘農村環境改善センターや直線道路にあり、ビロウやガジュマル等が放置されています。

申請地は先程のその下の道路で土浜集落から用集落へ通じる産業道路沿いにありソテツや背丈位のススキや雑木等が生い茂っています。

譲受人はユンボを持っており、植物を撤去整地してタンカンを栽培するそうです。農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号、については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

(岸田 会長)

それでは、質疑に入ります。

笠利
事務局

議長

事務局

質疑はございませんか。

(里 委員)

1番、里です。

譲受人は現在、川崎にいて家が出来たときに奄美に移住するということですか。またそれと農機具ですが、こちらは確認されていますか。

(中村 分室長)

譲受人につきましては元々、平集落出身なので農機具は実家にあると思われます。また、農作業の従事日数が180日となっておりますので、ゆくゆくは移住すると思います。

(岸田 会長)

よろしいでしょうか。

他に質疑はありませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請、No.5 2～No.5 3について審議の結果これを承認することに決定いたしました。

次にNo.5 4の買受適格証明願について議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

(池 局長)

No.5 4です。

27ページをお開き下さい。

No.5 4は、買受適格証明願を提出されております。

内容といたしましては競売による申請であります。

この案件につきましては令和7年7月にも提出がありましたが、入札者に該当者がおらず、今回2回目の入札となった次第です。

買受適格証明願について審査を求めるもので、申請件数は1件です。

申請人は、○○さんです。

土地の所在は、奄美市名瀬大字浦上字皿人形の4筆の申請です。

農地区分は第1種農地であります。

譲渡人の4筆の農地の面積は7,430m²。

登記名義人は、○○さんです。

申請地を取得した場合は、タンカンの栽培を行う計画です。

以上のことから7月同様に買受適格証明願の提出と農地法3条のご審議を同時にお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

(岸田 会長)

議長

それではただいまの説明に関連して農地法3条の担当調査委員による調査報告をお願いいたします。

(山田 委員) 諾受人について説明

10番

10番、山田です。

農地法第3条の規定によるNo.54、買受適格証明願いについて調査報告いたします。

11月21日午後5時30分頃、申請人の事務所にて訪問して聞き取りをいたしました。

土地が4筆、奄美市名瀬大字浦上の物件です。

競売の内容としては入札期間が令和7年12月2日から令和7年12月9日までに鹿児島地方裁判所名瀬支部へ提出いたします。売却決定日が令和8年2月10日です。

3条申請も出されておりますので報告致します。

自作地の583m²と5,245m²の農地へはパッショングを栽培していまして昨年度は782kgの収穫があったようです。

今回の競売での農地が習得出来ましたら、タンカンの植栽を考えていますが、使えるようになるまで4、5年かかるようです。
農業を広げていく意思は充分感じられました。
以上、調査報告終わります。
ご審議の程よろしくお願ひいたします。

14番

(田中 委員) 土地について説明

14番、田中です。

議案第59号農地法第3条の規定による許可申請No.54の土地について調査報告いたします。

11月22日午後5時に現地を確認致しました。

土地はクリーンセンターから本茶峠に向かい5分程進んだ場所です。

第1本茶と言われる場所で周りには大規模な果樹農家が集まっています。

41ページをご覧ください。

メインの畑となる土地に現在木材チップがかなりの量で積まれていています。

譲受人が畑として使用するにはこのチップをどかしてもらわないと利用が制限されるのではないかと思います。

農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号、については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

(岸田 会長)

それでは、付帯決議（案）について審議もよろしいでしょうか。

異議なし。（委員全員の了承）

それでは質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番

(日高 委員)

31ページの5, 245m²についてパッショント記載されていますが実際にしているのでしょうか。

事務局	(池　局長)
	31ページの5,245m ² のうち○○の畠については地力が悪いため使っておりません。従って、30ページの所有地の非耕作地に記載する必要があると思います。その他の土地につきましては申請者が記載されているため確認できません。今後、事務局としては注意をして確認いたします。
議長	(岸田　会長)
	他に質疑はありませんか
(賛成多数)	質疑がないようですので、No.5 4 及び付帯決議（案）について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いいたします。
	賛成多数のようですので、原案のとおり決定します。
	また、No.5 4 及び付帯決議（案）については、原案のとおり決定いたしました。
	《日程第4》
事務局	議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請、No.3について議題といたします。
	それでは事務局から議案の説明を求めます
(池　局長)	議案第60号の4条許可申請について
	50ページをお開き下さい。
	今回の申請の内訳は笠利地区の転用が1件の申請です。
	51ページのNo.3です。
	申請地は奄美市笠利町大字平字当原の申請でございます。
	農地区分は第2種農地です。
	譲渡人の1筆の農地の面積は473m ² 、別荘を建設する申請となります。
	申請地につきましては平集落に接続しております。
	57ページに事業計画、その他に被害防除誓約書、被害防除計画書が添付されております。
	以上1件でございます。

議長	(岸田 会長) 続いて担当調査委員による調査報告お願ひいたします。
笠利 事務局	(竹山 主幹) 願出人について説明 農地法第4条の規定によるNo.3について調査報告を致します。 11月14日金曜日、午前9時頃に願出人に現地でお話を聞くことが出来ました。願出人は奄美市笠利町出身で年間3、4回は奄美に来島しておりその際の拠点として別荘建設を計画したことです。 申請内容について確認しましたが、記載内容に間違いないとのことでした。 皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。
12番	(里 委員) 土地について説明 12番、里です。 議案60号4条申請、No.3について土地の調査報告を致します。 11月14日午前9時頃、現地にて申請人立ち合いのもと大瀬委員、竹山主幹、私で調査しました。 申請地は現在、耕作されてなく休耕地となっている土地であります。 実家の隣にあり隣接する農地への悪影響もないと考えます。 皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	(岸田 会長) それでは、質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手) 全員賛成であります。

よって、議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請、No.3について審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《日程第5》

議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請、No.22～No.24について議題いたします。

それでは事務局から議案の説明を求めます

(池 局長)

事務局

議案第61号の5条許可申請について

60ページをお開き下さい。

今回の申請は3件です。

申請内訳は名瀬地区が1件、笠利地区が2件の申請です。

61ページをお開き下さい。

No.22です。

1件目の申請地は奄美市名瀬和光町の申請でございます。

65ページをお開き下さい。

申請地の横の地番の隣につきましては9月の総会にて通路として許可しております。

通路と申請地また、その隣接地については譲渡人の所有の土地でございます。

農地区分は第3種農地で都市計画整備地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は165m²で売買による申請となります。

申請内容といましましては、一般住宅を建設する予定であります。

70、71ページに被害防除計画書、被害防除誓約書が添付されております。

77ページをお開き下さい。

No.23です。

2件目の申請地は奄美市笠利町大字喜瀬字鯨浜大亦の申請でございます。

農地区分は第2種農地です。

譲渡人の1筆の農地の面積は922m²のうち495.01m²で売買による申請となります。

先程、3条申請で説明したとおり、申請地は農地法3条と同じ地番での申請です。

5条申請の内容といたしましては、別荘を建設する予定であります。

申請地につきましては鯨浜集落に接続しており1筆に別荘と家庭菜園できる農地を申請した次第です。

85～87ページに事業計画、その他に被害防除誓約書、被害防除計画書が添付されております。

訂正した別紙をご覧ください。

No.24です。

3件目の申請地は奄美市笠利町大字手花部字前肥田の申請でございます。

農地区分は第2種農地です。

譲渡人の1筆の農地の面積は355m²で売買による申請となります。

当該地につきましては令和7年2月25日の総会にて農振除外が申請され、許可相応として意見を附したところです。

申請内容といたしましては、別荘を建設する予定であります。

申請地につきましては93ページの案内図から手花部集落の西側に位置しており農道の終点付近で以前サトウキビを植栽された畑でございます。

以上3件でございます。

(岸田 会長)

議長

続いて担当調査委員による調査報告お願ひいたします。

No.22、お願いします

14番

(田中 委員) 諾受人について説明

議案第61号農地法第5条の規定による許可申請No.22について調査報告致します。

諾受人ですが11月23日午後1時に電話で話を聞くことが出来ました。

書類の記載内容に間違いないとのことでした。

14番

(田中 委員) 謙渡人について説明

11月23日午後5時、謙渡人の自宅にて話しを聞くことが出来ました。
書類の記載内容に間違いないとのことでした。

14番

(田中 委員) 土地について説明

土地の調査ですが11月23日午後5時に現地を確認しました。
64ページをご覧ください。真ん中の黒丸がこの土地の場所になります。
地図を見てもわかるとおりこの土地は三方を住宅に囲まれており、農業には向かない土地と判断致します。
事前着工もありませんでした。
以上、報告致します。

議長

(岸田 会長)

No.23の調査報告お願いします。

笠利
事務局

(竹山 主幹) 謙受人について説明

農地法第5条の規定によるNo.23について調査報告致します。
11月13日木曜日、午後2時15分頃に謙受人が川崎市に居住しているため電話で聞くことが出来ました。
当該地は謙受人が奄美市笠利町出身で川崎市と奄美大島で2拠点生活をしたいと考え、その拠点として自宅を建設したい理由で5条申請を行ったとのことです。
申請内容についても確認しましたが、記載内容に間違いないとのことでした。
皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

笠利
事務局

(竹山 主幹) 謙渡人について説明

農地法第5条の規定によるNo.23の謙渡人について調査報告を致します。
11月14日金曜日、午後3時頃に謙渡人に17日午後の調査のアポをとるため電話をしたら現在、愛知県におり来週は帰らないとのことだったのでそのまま電

5 番

話でお話を伺いました。
土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いないとの事でした。
皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

(照井 委員) 土地について説明

農地法第5条の規定によるNo.2 3について土地の調査報告を致します。

11月17日午後1時30分、竹山主幹、西秋子委員と3人で土地の確認を致しました。

80ページをご覧ください。

3条申請No.5 2の土地分筆予定の残りの土地です。

81ページをご覧ください。

市道に面した場所に位置し左側は原野化した土地、右側は奥の畑に行けるよう畑と通路になっていました。

集落の外れに位置し市道を挟んですぐ目の前は海です。

現在はきれいに除草されていて、一部キビが植えられております。

鯨浜集落は特に冬の北風が強い場所で市道沿いは塀を設けた家が並んでいます。

3条申請の土地ではミカンや露地野菜を植える予定ですので家が建つことによって海風からの塩害を緩和でき5条申請もやむを得ないと判断致します。

以上、報告致します。

議長

(岸田 会長)

続いてNo.2 4の調査報告お願いします。

(竹山 主幹) 請受人について説明

笠利
事務局

農地法第5条の規定によるNo.2 4について調査報告致します。

11月13日木曜日、午後2時50分頃に請受人が東京都に移住しているため電話でお話を聞くことが出来ました。

当該地は、請受人が別荘建設目的で5条申請を行ったとのことであります。

申請内容について確認しましたが記載内容に間違いないとのことでした。

皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

5番

(照井 委員) 謙渡人について説明

農地法第5条の規定によるNo.24について謙渡人の調査報告を致します。

11月17日午後2時頃、竹山主幹、盛委員の3名で謙渡人が入院中のため奥様に直接お会いしてお話を聞くことができました。

土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等の記載内容について間違いないとのことでした。

以上、報告致します。

5番

(照井 委員) 土地について説明

農地法第5条の規定によるNo.24について土地の調査報告を致します。

93ページをご覧ください。

民家から外れた場所に位置し、周りはサトウキビ畑が広がっております。

小高い場所にあり、道路挟んで向かいは山裾となっており藪が広がっておりました。

今回、分筆して申請地は斜線部分になっております。大きな外枠が分筆前の土地となっており現在、農地の多くは腰丈程の草とキビが点在して生えており、高齢のため耕作はしてないそうです。

地図上、斜線部左下あたりに2畳ほどのコンクリートの水溜めがありました。

以前はショウガを植えていたため冠水に利用していたそうです。

周辺の農地への影響もないと判断致しました。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

(岸田 会長)

それでは、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手の場合)

全員賛成であります。

よって、議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請、No.22～No.24について審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《日程第6》

議案第62号 非農地の認定についてNo.23～No.24について議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(池 局長)

事務局

議案第62号 非農地証明願いについて

104ページをお開き下さい。

今回の申請の内訳は名瀬地区1件、笠利地区1件の申請です。

105ページをお開き下さい。

No.23については願出人が遺言執行者 ○○さんとなっています。

今回、事前協議内にて遺言公正証書が添付され確認されておりプライバシーの事もあり総会資料には添付はしておりません。

申請地は奄美市名瀬大字仲勝字阿万田、高益の合計4筆で4,570m²の申請です。

農地区分は第2種農地です。

申請地は案内図と写真から山林化しており農地として復旧することは非常に困難な状況であることから今回申請に至りました。

116ページをお開き下さい。

No.24について、申請地は奄美市笠利町大字用安字車万川3筆で3,338m²の申請です。

農地区分は第2種農地です。

当該地については民間宿泊施設の敷地内で3筆とも20～22年前に農地法を理解せず申請もないまま○○施設、○○工場、駐車場として利用しており今回、当該地の地目が畠と知ったところです。

117ページには始末書を添付しております。

以上2件でございます。

(岸田 会長)

議長 それではNo.23～No.24の担当調査委員による調査報告を求めます。
No.23、お願いします。

(田中 委員) 願出人について説明

議案第62号非農地申請No.23について調査報告致します。
14番 まず、願出人ですが11月23日午後12時30分電話で話を聞くことが出来ました。
書類の記載内容について間違いないとのことでした。以前はタンカンかポンカンを栽培していた記憶があるが、自身は農業をするつもりはないとのことでした。

(田中 委員) 土地について説明

14番 次に土地ですが11月20日午前9時に山下推進委員、事務局の別府さんと私の3人で現地を確認しました。
107、108ページをご覧ください。
場所は仲勝集落の中と奥になります。
申出地の土地は平坦な土地で以前は農業をしていたかもと感じますが、現在は竹藪となっておりました。それ以外の土地は110ページからの写真でも分かる通り山林となっており、ほとんどが斜面の状態で畑として利用するには困難な場所だと判断致します。
以上、報告いたします。

(岸田 会長)

議長 続いてNo.24お願いします。

12番

(里 委員) 願出人について説明

非農地申請No.24の願出人について調査報告いたします。

11月19日午後2時30分頃、西秋子推進委員、竹山主幹、私の3人で現地にて願出人よりお話を聞くことが出来ました。

今回の願出人は○○さん、聞き取り調査については次男○○さんとなりました。

申請者からは農地転用の許可を得ることなく転用及び建物の建築をしたことを謝罪されました。

12番

(里 委員) 土地について説明

No.24の土地について調査報告致します。

11月19日午後2時30分頃、西秋子推進委員、竹山主幹、私の3人で申出人の次男よりお話しを聞くことが出来ました。

現地は県道を挟んで山手の高台にあります。申出土地は建物や駐車場として利用されておりました。

皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番

(朝 委員)

非農地証明願いが3筆でているのですが108ページの○○の土地は転用とかそういう土地なのですか

14番

(田中 委員)

○○は平坦な土地ですが113ページの写真から、ほぼ竹藪です。
土地としては平坦になっています。

議長

(岸田 会長)

他に質疑はありませんか

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第62号 非農地の認定についてNo.23～No.24について審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《日程第7》

議案第63号 奄美市農業振興地域整備計画の変更について
議題といたします。

それでは事務局に議案の説明を求めます。

(池 局長)

事務局 議案63号 農業振興地域整備計画変更申請 用途区分変更・軽微変更 に伴う意見について

125ページをお開き下さい。

今月の奄美市農業振興地域整備計画の変更について、軽微な変更が1件の申請であります。

申出書の内容につきましては農振の担当者であります笠利総合支所 農林水産課 農政水産係 永田主査から説明のほどよろしくお願ひいたします。

(永田 主査)

笠利支所
農林水産課

笠利農林水産課の永田です。

今回の案件につきましては、軽微な変更での用途区分の変更1件のみとなります。

では、資料に基づいて説明させていただきます。

件1 (No.8) 申請者は ○○ 氏 であります

申出地は奄美市笠利町節田字長ハサマ、地目は畠、申出面積は40m²です。
変更理由は加工施設、用途区分の変更の申出であります。

当該土地は、市笠利支所から南へ約4.5キロに位置し、集団性を有する優良な農地で農振農用地区域内に存在しています。

但し除外ではなく区分変更であり、加工施設設置の用途区分変更の為、問題ないのではないかと考えられます。

以上、調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したくお願い申し上げます。

(岸田 会長)

議長

それでは、No.8の議案について担当調査委員による申出者、土地について調査報告お願ひいたします。

(朝 委員) 願出人について説明

2番

議案第63号農業振興地域整備計画の軽微な変更についてNo.8の申出者、土地について調査報告を致します。

電話にて再三連絡を取りましたが連絡がとれないとため11月21日午後6時頃に自宅を訪問しましたが留守で、隣人に尋ねたところ申出者は入院中で同居の家族もいないため申出者との確認は出来ておりませんが何回か申出者と話しをしております。

申出者はパパイヤ栽培を行っており、千切り等に加工して本土へ出荷しているとのことでした。

(朝 委員) 土地について説明

2番

土地につきましても11月14日午前10時頃に申請地にて事務局の竹山主幹、笠利支所農林水産課の永田主査、私の3人で現地を確認しました。

130ページの地図をご覧ください。

申出地はパパイヤが300本程栽培されています。地図の下、北側に40m²と書いた四角形が2つありますが左側が既存の休憩室で、右側が今回の申出地です。

議長

申出地の北側は農道に接しています。東側は休耕地、南側は県道、西側は水路となっています。
以上、報告致します。

(岸田 会長)

議長

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番

(日高 委員)

7番、日高です。

確認ですが、130ページに記載されている畠の人の名前は、この方の所有ですか。

2番

(朝 委員)

これは古い地図で現在は申出者の所有となっています。

議長

(岸田 会長)

他に質疑はありませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第63号奄美市農業振興地域整備計画の変更によるNo.8について
「適當」という意見を市長に答申することに審議の結果決定いたしました。

《日程第8》

議案第64号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定について
議案第65号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の賃貸借契約の決定について議題といたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

（池　局長）

事務局

議案64号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）合意解約

議案65号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）賃貸借契約の決定について

132ページをお開き下さい。

最初に議案64号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による合意解約について135ページの管理表をお開き下さい。

解約内容につきましては笠利地区の9件、19,655m²でございます。

解約理由といたしましては番号1番～4番に関しましては耕作者の合意解約希望のため今回、解約となりました。

番号5番～8番に関しましては耕作者の合意解約希望後、新耕作者に変更のため今回、合意解約となりました。

番号9番に関しましては耕作者の死去後、経営移譲の子において耕作は不可能であるため合意解約となりました。

続いて議案65号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による賃貸借、使用貸借の契約について

139ページの住用地区的管理表をご覧ください。

住用地区的契約内容といたしましては全て使用貸借の契約です。合計件数は3件で面積は36,362m²でございます。

住用地区の株式会社 ○○農園につきましては本人所有名義から株式会社への契約となってとなっています。先月同様の契約となっております。

これにつきましては雇用就農資金申請のため耕作証明書を提出することとなっており今回、農地中間での契約となったということです。

141ページの笠利地区の管理表をご覧ください。

笠利地区の契約内容といたしましては、1番は使用貸借の契約2番以降は全て賃貸借の契約です。

合計件数は10件10筆で面積は15,868m²でございます。

その他、作物名などにつきましてはお目通しください。

以上であります。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第64号、議案第65号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《日程第9》

議案第66号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	<p>(池 局長)</p> <p>議案 66 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について、事務局次長からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(勝 次長)</p> <p>事務局です。別紙をご覧ください。</p> <p>この議案第 66 号につきましては、令和 4 年 12 月 14 日に一般社団法人鹿児島県農業会議から通知があり、令和 5 年 4 月 1 日施行の改正農業委員会法により、それまでは指針の作成は努力義務でしたが、改正後は全ての農業委員会で作成が必須となったことを受け、一般社団法人全国農業会議所の作成した最適化指針参考例に基づき、奄美市農業委員会の指針を作成したものです。</p> <p>この指針ですが、改正農業委員会法により「農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、指針を変更しなければならない。</p> <p>農業委員会は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない。」とあり、他市町村は委員改選のタイミングで指針の改定を行っていることから、今年度に新たな指針を定めるものであります。</p> <p>2 ページの表をご覧ください。</p> <p>現状、3 年後の目標、10 年後の目標となっています。</p> <p>これについて説明したいと思います。</p> <p>第 2 の 1 の (1) の担い手への農地の利用集積目標における管内の農地面積 (A) は、県の提供した令和 7 年 3 月末時点の作物統計調査の耕地面積を元に記入しましたので、利用状況調査における農地面積や農地台帳に登録されている農地面積とは異なります。</p> <p>集積面積 (B) については、現状は農林水産課の提供した担い手への農地集積面積を元に算出しております。令和 6 年度に担い手名簿の見直しを行ったことで、集積面積が下がっております。</p> <p>最適化活動の目標として、鹿児島県が定めた令和 12 年度に集積率 90 % という目標がありますので、10 年後もそれと同様の目標を定めたものです。</p>

次の、担い手の育成・確保についてですが、総農家数及び主業農家数は2020年農林業センサスの数値を記入しております。現状の総農家数は802戸、うち主業農家数は148戸となっております。認定農業者等の数は農林水産課提供のデータに基づいております。

認定農業者数は10年後の10経営体数増加を目指し、3年後の3経営体数増加を目標としております。

認定新規就農者と基本構想水準到達者は、認定農業者への移行を目指すことから、数値は現状維持としております。

次に、2の遊休農地の発生防止・解消についてです。(1)の遊休農地の解消目標については、現状の管内の農地面積(A)は、先ほどの担い手への農地の利用集積目標と同様、県の提供した令和7年3月末時点の作物統計調査の耕地面積を元に記入しましたので、利用状況調査における農地面積や農地台帳に登録されている農地面積とは異なっております。遊休農地面積は利用状況調査に基づいております。これには荒廃地は含まれておりません。

したがって、遊休農地の割合は23.3%となります。少しずつ遊休農地の発生防止や解消をしていき、10年後は20%を下回ることを目標といたします。

続いて3.新規参入の促進について(1)新規参入の促進目標ですが、これは新規に農地を取得した個人の数を記入しており、農業研究センターの研修生の数とは異なります。

取得面積につきましては新規参入者の平均面積を記入しました。法人につきましては、最近は個人の農業者の法人化も進んでいることから、個人参入者の1/3~1/4程度を目標といたしました。

文言等につきましては、全国農業会議所が作成した指針例に基づいておりますので割愛しますが、これまでと比較して、農地中間管理機構との連携や地域計画の目標を達成するための役割が農業委員会に求められております。指針の作成後、皆様に配布し、ホームページにも掲載する予定ですのでお目通しをお願いいたします。

この指針はあくまでも目標値であります、状況に応じて当然変わるものでありますので必要があれば変更していくつもりであります、今回新体制での改定となることから、総会の議案で皆さんに説明し承諾を得るものであります。農業委員・推進委員の皆様のご承諾をお願いいたします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第 66 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、承認することにいたします。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。

協議会

1. 協議事項

2. 連絡事項

① 12月の日程について

・申請締め切り日 12月 5日 金曜日

・事前協議の日程 12月 12日 金曜日 9:30 ~ 3F会議室

田中委員、里（和）委員、山田委員、山下推進員

・総会の日程 12月 23日 火曜日 5F 会議室

(昼から議案数により開始時間を調整します。)

・忘年会 12月 23日 火曜日

場所：のみんちゅ水産部

時間：18時～

会費：4,500円

閉会

令和7年11月25日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 照井 香里
署名委員 大瀬 昭信
作成者 池 秀平